

「こども性暴力防止法」(通称)の施行に伴う留意点について

2024 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(以下「こども性暴力防止法」(※) という) が成立しました。

この法律の施行日(2026 年 12 月 25 日)以降、教育職員免許状や保育士資格の取得のための実習等(教育実習、保育実習、インターンシップ、ボランティア活動等)の前に、こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪前科の事実確認が行われる可能性があります。この手続きで当該前科が確認された学生については、法律に定める防止措置により、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断のもと、実習等を行うことができないため、教育職員免許状や保育士資格の取得や、臨床心理士・公認心理師の受験資格を満たすことができないこととなります。また、「教育実習」を卒業要件とする学科に進級した場合、実習を行うことができないことで、卒業要件を満たすことができない可能性があります。

教育職員免許状や保育士資格等の取得を希望している方は、上記の内容を十分にご理解いただいたうえで、出願(入学)をご検討ください。

また、入学手続の際や入学後に、本件に係る書類の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

※「こども性暴力防止法」の詳細については、こども家庭庁のホームページもご確認ください。<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

聖心女子大学

本件の問合先はこちら：<https://forms.gle/gmHKWyoyoZaLztrU69>

